

みなべ町お買い物券取扱店募集要領

1. 発行の目的

みなべ町において、町内経済の活性化策として、地域振興に貢献する商店街等で共通して使用できるみなべ町お買い物券（Minabe Premium Card）を発行することにより、地元消費の拡大、地域活性化に資することを目的とする。

2. 商品券の発行について

- (1) 名称 みなべ町お買い物券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行者 みなべ町商工会
- (3) 発行総額 約5千9百万円
- (4) 発行部数 約11,800セット
- (5) 販売価格 1セット・5,000円（1,000円券×5枚）
- (6) 利用期限 令和6年2月10日（土）

3. 取扱店資格

みなべ町商工会会員及びみなべ町内に本店を有する中小企業基本法に定める中小事業者の法人及び個人事業者

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (2) 下記〔5. 商品券の利用対象にならないもの〕に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗
- (3) 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

4. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されますと、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) 商品券を消費に利用せずに現金化することや、使用された商品券を再び利用することはできません。
- (5) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。

5. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い（税金・振込手数料・電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 転売目的による商品券等の購入
- (5) 医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- (6) 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払
- (8) 家賃・地代・駐車場等の支払い
- (9) 特定の宗教、政治団体等と関わるものや公序良俗に反するもの

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る際に問題ないかを確認してください。偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかにみなべ町商工会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に引換店名を記入することとし、既に引換店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店舗における、利用期間中における商品の売買、サービスの提供等取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責とします。

7. 申請手続きについて

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「商品券取扱い連絡票」に必要事項を記入し、みなべ町商工会へ提出してください。

(2) 申請書の提出先

みなべ町商工会

〒645-0002 みなべ町芝503 TEL 0739-72-3225

(3) 申請期間

令和5年7月21日(金)まで

8. 参加店舗の取消等

「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

9. 換金について

(1) 取扱金融機関

紀陽銀行・きのくに信用金庫・紀州農業協同組合

※取扱店は、上記のいずれかの金融機関を選択し、申込書に記載してください。

(その金融機関での口座が必要です。)

(2) 換金方法

取扱店は、使用済商品券裏面に店判を押印の上、商工会窓口へ提出して下さい。

(平日の9:00～17:00まで)翌営業日に指定口座へ振り込みます。

(3) 換金期限

令和6年3月11日(月)まで

<問い合わせ先>

みなべ町商工会

〒645-0002 みなべ町芝503 TEL 0739-72-3225